



情報ボックスNO. 5のテーマは、『補装具ができあがるまで』についてです。

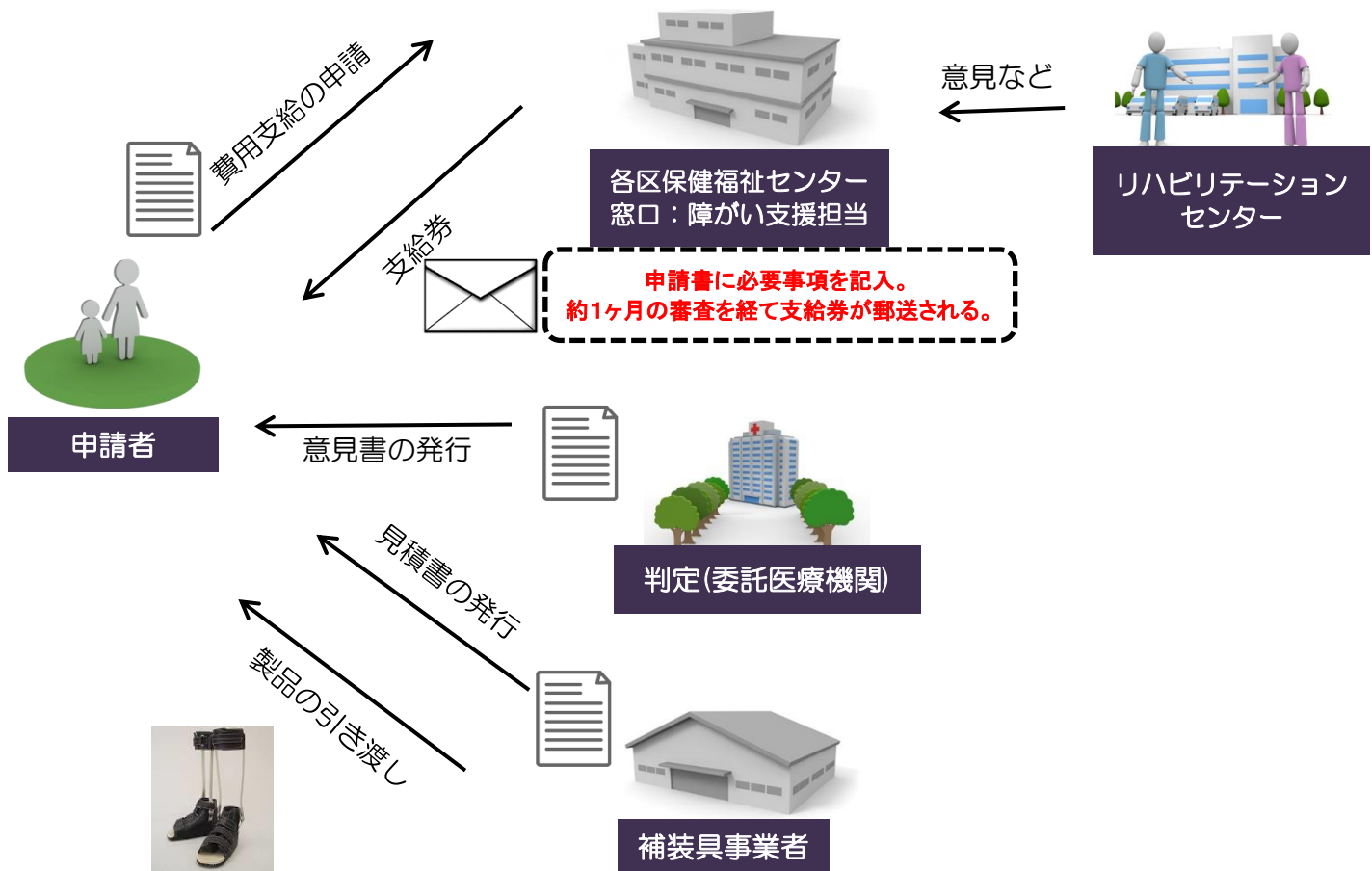
前回は、補装具が大きく4区分に分かれていることをお伝えしました。  
今回の情報ボックスでは、補装具ができあがるまでについて詳しくお伝えします。

## 補装具の判定の流れと装具が出来上がるまで

\* 申請の際に必要なもの

- ・18歳未満の方の場合…●補装具事業者の見積書●指定自立支援医療機関等の意見書
- ・18歳以上の方の場合…●印鑑●障がい者手帳

補装具の判定の流れは、以下の図のようになります。※18歳未満の方の場合



1. 補装具の購入を希望する方は、各区お住まいの保健福祉センター(区役所内)福祉業務担当の窓口で費用支給の申請を行います。
2. 申請を受けた保健福祉センターは、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター等の意見をもとに補装具費の支給決定を行います。
3. 支給決定を受けた方は、代理受領登録補装具事業者と補装具の購入の契約を結び、補装具の購入サービスを受けます。
4. 補装具事業者から補装具の購入を受けたら、購入費用のうち利用者負担額を補装具事業者に支払います。
5. 補装具の購入費用から利用者負担額を差し引いた額は、保健福祉センターから補装具事業者を支払います。

\* 申請できる補装具の種類について(※補装具の種類によって申請の際に必要な物が違います。)

肢体不自由の場合…義手、義足、装具、座位保持いす、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ  
(18歳未満のみ)座位保持いす、起立保持装置、頭部保持具、排便補助具

※参考 大阪市福祉局、福祉のあらし